

## ○茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会規程

令和5年3月31日  
病院事業企業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第40号）第5条第3項の規定に基づき設置された茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市立病院が地域における医療の確保のために行う支援に関する事項につき病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 医師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者
  - (2) 歯科医師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者
  - (3) 薬剤師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、患者支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会（次項において「旧委員会」という。）の委員である者は、この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）に、第3条第1項の規定により、委員会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。
- 3 この規程の施行の際現に旧委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に、第4条第1項の規定により、委員会の委員長又は副委員長として定められた者とみなす。